

アストのなっとく講座 ～公的保険のおさらい 編～

 寿寿 (じゅじゅ)・・・しっかり者のお姉さん猫
 はっば・・・わがまま、気まぐれな妹猫

 「公的保険」とは、健康保険や介護保険などの、国や地方自治体が運営する保険のこと。「強制」というと、なんだか乱暴なイメージになっちゃうけど…実際はご存知の通り、さまざまなりスクから私たちの生活を守ってくれる大切なものよね。公的保険は 5 種類あって、それぞれが役割を持っているの。

 え、5種類もあった？実はよく分かんないわね・・・。

 大丈夫♪今回は、そんな公的保険のおさらいをしていくわよ。

健康保険

お医者さんにかかっても、3割の負担で済むでしょう？これは健康保険のおかげ。でも健康保険は、ただ単に医療費の本人負担を軽減させるだけではないの。医療機関を自由に選ぶことができるほか、高度な治療も自ら選んで受けることができるという優れもの！世界でも日本の医療保険制度に対する評価はとっても高いのよ。

年金

- ①老齢年金
老後に受け取る年金のこと。年金と言うと、皆さんこれをまず想像するんじゃないかしらね。
- ②障害年金

病気やけがによって、障害が残った場合に受け取る年金のこと。

- ③遺族年金
亡くなった場合、その遺族に支給される年金のこと。

それぞれ 20 歳以上 60 歳未満のすべての人が加入義務のある国民年金と、会社員や公務員がプラスアルファで加入する厚生年金があるの。

介護保険

働き方に関係なく、40 歳以上の全国民が加入する保険。特に手続きは必要なくて、40 歳になると健康保険などと一緒に保険料が自動的に徴収され、介護状態となった場合に支給されるという仕組みね。ちなみに、39 歳以下で介護が必要になった場合どうするの？というところ・・・。39 歳以下の方は介護保険に加入をしていないので、要介護認定を受けることはできず、介護保険サービスを利用することもできないの。もしもの備えは、別で用意しておいた方が安心ね。

労災保険

お仕事や、通勤中に事故や災害などに巻き込まれた場合の補償が役割。対象は、事業主からお給料をもらって働いている人。パー

トさんアルバイトさんも対象よ。労災保険の保険料は、事業主が全額負担。ただし、事業主や役員などの「労働者」とならない人は対象外になっていて補償が無いから、注意が必要ね。

雇用保険

働いている人の雇用安定や促進が役割。保険料は会社と被保険者の両方で負担。雇用されていない自営業者の方は対象外で補償が無いから、これも注意が必要よ。

 ああー、なんか、全部聞いたことはあるのよ？あるんだけど…知らなかったことが多いにゃ。

 思っている以上に充実してた？それとも、足りない部分がある不安になったかしら？
「公的保険をしっかり理解したうえで、足りない部分のみ民間の任意保険で賄う。」
これが任意保険加入の基本です。過剰な加入が無いように、しっかりチェックしてみてくださいにゃ！

アストのほけん ☎ 0120-57-2760

長野県諏訪市南町10-5 ■ 定休日/土日祝日 ■ 営業時間/10:00 ~ 19:00
E-mail:ast@view.ocn.ne.jp HP:https://astnohoken.com/